

令和９年度大田区放課後ひろば（小池小学校）運営業務委託事業者の募集について、令和８年８月28日（金）までに受領した質問票について、以下の通り回答します。

● 提出書類について

No.	質問	回答
1	プロポーザルに係る応募書類を提出する際は、ファイル等に綴じないとのことだが、提出する際は書類の種類別に提出するという認識で相違ないか。	お見込みの通りです。
2	提出書類中の副本について、事業者が特定される箇所は黒塗りして提出させて頂くが、「事業者が特定される情報」の基準を詳しく教えて欲しい。	様式５の副本の表紙に記載されている通り、事業者の名称が特定できる又はそれを類推できるもの（固有名詞）について黒塗りをしてください。 ※固有名詞の例 現在受託している施設名、自治体名、それを表記することで事業者が識別されるもの
3	施設長予定者のプロフィールに記入必須の項目はあるか。	別紙１及び別紙２に記載の通り、常勤職員配置に必要な要件を満たす方を配置して頂く必要がありますので、それを満たす資格等の情報についてご記載をお願いします。 その他、施設長候補者としてアピールしたい内容をご記載下さい。
4	企画提案書作成にあたり、フォントサイズ及び文字の書類の指定はあるか。	フォントサイズや文字の種類の指定はありません。
5	募集要領「８ 提出書類の受付」の「（５）提出書類の〈９〉事業報告書（決算書含む。）」について、社会福祉法人、NPO法人、株式会社に該当しない場合は、どのような書類を提出する必要があるか。	募集要領で示している通り、公認会計士による財務評価を実施するにあたり、提出された決算書等を使用します。募集要領に例示した「法人の形態に応じて必要になる書類」を参考に、貴団体の場合に必要となる書類を類推してご提供下さい。

● 企画提案書について

No.	質問	回答
1	募集要領「Ⅰ事業者の募集」の「1施設概要」記載の在籍者数及び学童保育利用定員（予定）について、学童保育及び放課後こども教室の一日当たりの利用想定人数を教えて欲しい。	学童保育については、令和9年4月新規開設ため、現時点で一日当たりの利用児童数を想定することができませんが、大田区全体では利用登録者数の6～7割が年間の平均出席率となっています。 放課後こども教室については、令和7年度実績の小池放課後こども教室の平均利用児童数は約60人となっています。
2	本事業に関する完成平面図や施設のイメージ写真のデータを応募した各事業者へ提供をして欲しい。	平面図等の資料について、提供することはできません。 募集要領及び資料1に記載されている内容をご確認下さい。
3	小池小学校内で事業を実施するに当たり、学校内で利用できる部屋の名称、施設構造、各部屋の受入可能な児童数について教えて欲しい。	利用する場所の詳細について回答することはできません。なお、学童保育については定員50名の児童一人につき概ね1.65㎡以上の面積となる部屋を想定しています。
4	放課後こども教室を実施するに当たり、鉄棒やブランコなど小学校内に設置されている遊具、ボールやラケットなど遊びの際に使用する遊具は利用可能か。	一般的に鉄棒やブランコなどの小学校に設置されている固定施設及びボールやラケットなどの遊具の利用については、学校との調整になります。なお、業務に必要な物品の購入については、「別紙2」の「特記仕様書2」の「8 経費負担等」に記載している通り、委託料の経費の中からお支払いして頂きます。
5	小学校内の駐車場は利用可能か。	小学校内の駐車場は利用することはできません。

6	大田区の全学童保育の午後 6 時から午後 7 時までの延長保育を実施している施設数を教えて欲しい。	資料 1 に記載している通り、保護者からの希望により、午後 6 時から 7 時までの 1 時間については事業者の自主事業として延長保育を実施して頂きます。令和 8 年度の実施施設については、大田区学童保育のしおりの「令和 8 年度大田区学童保育施設一覧」のページをご覧ください。
---	---	---

● 仕様書について

No.	質問	回答
1	小池放課後ひろば運営準備業務委託における仕様書「6 業務委託の範囲」の「(4) 学童保育事業に関する業務」「シ 入退館システムの運用」について、入退館システムの名称、使用方法、その他利用できる機能を教えて欲しい。	大田区で使用する入退館システムは「CoDMON」となります。使用方法等については、「CoDMON」のホームページをご参照下さい。
2	小池放課後ひろば運営準備業務委託における仕様書「6 業務委託の範囲」の「(4) 学童保育事業に関する業務」「ス 特別な配慮を要する児童対応」について、令和9年度に利用登録する児童のうち、特別な配慮を要する児童がいれば、その人数は何人か。	令和9年度申請はこれから実施となりますが、特別な配慮を要する児童の人数については回答致しかねます。
3	小池放課後ひろば運営準備業務委託における仕様書「6 業務委託の範囲」の「(6) 地域・関係機関との連携」について、大田区の各放課後ひろばで実施している「地域・自治会・周辺児童館・行政機関等」との連携の取組み内容を教えて欲しい。	一般的な取り組みの例として以下ものが挙げられます。 ・地域のボランティアによる読み聞かせ等の実施 ・近隣児童館との連携（学童保育の申請に係る事務、毎月のお知らせ等の相互掲示）
4	『別紙1』小池放課後ひろば運営準備業務委託における仕様書「8 職員（常勤・非常勤）の配置」の「(1) ア 学童保育、イ こども教室」、『別紙2』令和9年度小池放課後ひろば運営業務委託における特記仕様書1及び特記仕様書2の「6 人事等」に記載されている内容について、乙が直接雇用する職員を利用人数に合わせて、こども教室と学童保育間で職員配置を変更することは可能か。	【準備委託業務（令和9年2～3月）】 『別紙1』の「8 職員（常勤・非常勤）の配置」記載の通り、令和9年4月1日から従事する常勤職員及び非常勤職員をア及びイの基準を満たすように職員を配置してください。 【運営業務委託（令和9年4～令和10年3月）】 『別紙2』の特記仕様書1及び特記仕様書2「6 人事等」に記載されている基準を満たすように職員を配置してください。

5	本事業に関する「運営準備業務委託」及び「運営業務委託（単価契約）」における委託上限額について、税区分の表記を含めて教えて欲しい。	委託上限額については回答致しかねます。 税区分については、こども教室に係る委託料については課税対象ですが、学童保育に係る委託料については非課税となります。
6	学童保育に関する「利用料」「おやつ代」「保険料」は、全て大田区が保護者から料金を徴収するという認識で間違いないか。	学童保育料については、区が保護者から徴収します。 おやつ代及び保険料については、区から保護者へ個別の徴収は行いません。
7	児童一人あたりのおやつ代について、想定される金額はいくらか。	おやつ代に係る金額は、区で金額を算出し、委託事業者への委託料の金額に上乗せしますが、具体的な金額については回答致しかねます。
8	学童保育室の一時利用及び午後6時から7時までの延長保育について、大田区の全放課後ひろばの年間利用者数及び一日あたりの利用者数について教えて欲しい。	一時利用については、一日当たり5名を上限としています。 午後6時から7時までの延長保育については、事業者による自主事業になります。利用者数等は各施設により異なります。
9	放課後こども教室の利用諸室について、学校と共用とあるが、午前中の執務場所として学童保育の専用室を想定しているか。	お見込みの通りです。
10	処遇改善事業の実施はあるか。	放課後児童クラブに従事する職員に対する処遇改善として、令和7年度は放課後児童対策パッケージ2026に定める「収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置に対する費用補助（放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善））」を実施しました。

11	令和9年度小池放課後ひろば運営業務委託（単価契約）の仕様書における特記仕様書1（学童保育業務）及び特記仕様書2（放課後こども教室業務）「8 経費負担等（1）」に記載されている廃棄物手数料とは、粗大ごみ処理費用等を指すという認識でよい。可能であれば、昨年度の実績を教えてください。	お見込みの通りです。 昨年度の実績については回答致しかねます。
12	第三者評価の受審、利用者アンケートの実施は任意か。	第三者評価の受審については、募集要領の「7 質問の受付及び回答」の（5）に記載している通り、質問は本募集要領、仕様書（案）、企画提案書、本件に付随する各種様式に関する事項に限るものしているため、回答致しかねます。 利用者アンケートの実施については、令和9年度小池放課後ひろば運営業務委託の特記仕様書1・P8及び特記仕様書2・P19に記載しているとおりです。
13	嶺町放課後ひろばの特記仕様書2（放課後こども教室業務）の「1 委託内容」に「※令和9年度はこども教室プラス（17～18時までの延長）の対象校となる可能性があります。提案して頂く見積書への金額反映は不要です。」との記載があるが、小池放課後ひろばの特記仕様書2には同様の記載がないため、見積書への金額反映は不要で良いか。	お見込みの通りです。

● 見積書について

No.	質問	回答
1	受託した場合、使用可能な備品はあるか。（備品台帳等） 学童保育運営に必要な備品（掃除機、冷蔵庫、洗濯機等）は概ね揃っている認識で良いか。	運営に必要な備品（掃除機、冷蔵庫、洗濯機等）は概ね区の方で用意します。 なお、複合機など事業者として必要な物については、事業者側でご用意をお願いしております。

● その他

No.	質問	回答
1	午後6時から午後7時までの自主事業としての延長保育を実施する場合、延長保育料は別途区と協議の上事業者が定める認識か。 また、徴収方法について指定あるか。	資料1の通り、保護者からの希望により、午後6時から7時までの1時間については事業者の自主事業として延長保育を実施して頂きます。 延長保育料の金額は、大田区の直営施設では大田区学童保育の実施等に関する条例に基づいております。徴収方法に指定はありません。
2	第二次審査（面接審査）におけるプレゼンテーションは、冒頭の挨拶・自己紹介を含めた提案時間となるか。	選定に関わる内容のため、回答致しかねます。
3	現在の小池放課後こども教室における雇用人は何人か。	放課後こども教室で配置が必要な人数は、別紙2「令和9年度小池放課後ひろば運営業務委託」の特記仕様書2「6 人事等」に記載されている内容をご確認下さい。
4	現在の小池放課後こども教室における平均利用児童数は何人か。	令和7年度実績の小池放課後こども教室の平均利用児童数は約60人です。
5	【引継ぎ参考事項として】 現在、小池放課後こども教室で実施しているイベントや地域連携の取り組みはあるか。	引継ぎ業務は、準備委託業務中に実施します。 イベント等の内容については各事業者でご検討頂いております。